【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙「水銀使用製品産業廃棄物等取扱品目一覧」

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者用）

以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

１．水銀を含有する特別管理産業廃棄物は、取り扱いません。

２．水銀を含有する特別管理産業廃棄物について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注）この種類が許可証に表記されます。

**◆　取り扱う特別管理産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。**

**積替え保管　：　　あり　　　なし**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別管理産業廃棄物の種類 | 水銀回収義務の  対象を含む全て | 水銀回収義務  の対象を除く。 |
| 鉱さい |  |  |
| ばいじん |  |  |
| 汚泥 |  |  |
| 廃酸 |  |  |
| 廃アルカリ |  |  |

【水銀回収義務の対象】

○鉱さい、ばいじん又は汚泥については、水銀（※）を１,０００mg/kg以上含有するもの

　　　　　○廃酸又は廃アルカリについては、水銀（※）を１,０００mg/Ｌ以上含有するもの

　　　　（※）水銀化合物に含まれる水銀を含む。